

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する 技術上の指針の一部を改正する件についての意見募集



厚生労働省は平成 30 年 6 月 15 日から 7 月 14 日まで、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針の一部を改正する件(案)」について意見募集を行っています。

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に基づき、レジオネラ症の感染源となる設備において講ずべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症を予防することを目的として定められた指針です。平成 29 年度、高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾルを吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するために改正が行われる予定です。

改正の概要は、新たに加湿器による衛生上の措置に関する項目を設け、エアロゾルを発生させる加湿器の衛生上の措置に関する基本的考え方、構造設備上の措置及び維持管理上の措置について定められる予定です。

告示日及び適用期日は、平成 30 年 8 月上旬予定となっています。

当社では、レジオネラ検査に加えて、飲料水や排水等の様々な種類の分析について、長年の経験と実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 [2018 年 6 月 15 日付 厚生労働省 パブリックコメント](#)

環境検査箇所 阪口玲子